

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第81期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社東京放送
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 弘
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03（3746）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 渡部 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03（3746）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 渡部 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第79期中	第80期中	第81期中	第79期	第80期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	149,199	155,105	158,861	306,041	318,700
経常利益 (百万円)	5,673	11,612	12,459	15,388	26,216
中間(当期)純利益 (百万円)	12,573	6,523	6,906	13,513	13,299
純資産額 (百万円)	355,546	378,912	379,458	378,026	385,298
総資産額 (百万円)	522,672	566,093	547,981	555,271	567,722
1株当たり純資産額 (円)	1,875.01	1,984.49	1,986.82	1,990.91	2,016.23
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	70.93	34.38	36.36	72.17	70.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	70.91	34.33	36.30	72.10	69.96
自己資本比率 (%)	68.0	66.5	68.9	68.1	67.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	980	34,950	15,862	23,261	50,886
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△19,645	△45,661	△5,055	△49,817	△55,543
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25,277	26,597	△1,007	12,619	14,490
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	59,256	54,915	58,658	38,767	48,866
従業員数 (人)	3,099	3,109	3,278	3,046	3,103

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第80期中より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第79期中	第80期中	第81期中	第79期	第80期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	130,174	135,864	137,132	265,695	277,400
経常利益 (百万円)	4,667	9,519	10,501	11,649	19,732
中間(当期)純利益 (百万円)	12,442	5,771	6,311	11,152	10,367
資本金 (百万円)	54,575	54,720	54,930	54,685	54,857
発行済株式総数 (千株)	190,017	190,174	190,378	190,138	190,307
純資産額 (百万円)	332,582	349,697	348,055	351,739	353,425
総資産額 (百万円)	495,602	535,417	515,638	524,372	534,322
1株当たり純資産額 (円)	1,750.30	1,835.77	1,828.40	1,849.57	1,857.27
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	70.04	30.35	33.16	60.22	54.52
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	70.02	30.31	33.11	60.15	54.43
1株当たり配当額 (円)	11.00	6.00	12.00	22.00	12.00
自己資本比率 (%)	67.1	65.2	67.5	67.1	66.1
従業員数 (人)	192	184	192	190	187
(外、平均臨時雇用者数)	(36)	(42)	(41)	(41)	(43)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第80期中より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
放送事業	2,229
映像・文化事業	468
不動産事業	328
その他事業	119
全社（共通）	134
合計	3,278

(注) 1. 従業員数は就業人員である。

2. 全社（共通）として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない、管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	192（41）
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員である。また、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載している。

（出向者947人を除く）

(3) 労働組合の状況

労働組合は、提出会社の他、連結子会社のうち、(株)TBSサービス、(株)TBSビジョン、(株)東放制作、(株)ティ・アール・シー、(株)エフ・アンド・エフの5社に各々の労働組合があり、各組合は上部団体の日本民間放送労働組合連合会に加盟している。

なお、労使関係は安定している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）の不良債権化問題を背景とした金融市場の動揺や、原油高とそれにもなる原材料費の上昇などの影響で、先行きへの不透明感が強まりました。しかしながら、好調な企業業績や堅調な設備投資、持ち直し始めた個人消費などに支えられ、景気は引き続き緩やかな拡大を続けています。

放送業界におきましては、企業の業況感にやや慎重さがうかがわれ広告費の抑制傾向が続き、広告市場の伸びに鈍化の兆しが見られました。

このような状況のもとで、当社グループは激動するデジタル・多メディア時代を勝ち抜くべく、さらなる番組の強化に全力を傾注するとともに、ソフトビジネスなど映像・文化事業分野の拡充を図り、多様化する広告主のニーズに応じた積極的かつきめ細かな営業活動を展開してまいりました。

この結果、当上半期における連結の業績は、事業収入が1,588億6千1百万円で前年同期に比べ2.4%の増収となりました。また、利益面におきましても、経常利益は124億5千9百万円で前年同期に比べ7.3%の増益、中間純利益は69億6百万円で同5.9%の増益となりました。

事業の種類別のセグメントの業績を示すと、以下の通りであります。

◇放送セグメント

当中間連結会計期間における放送事業の収入は、1,300億2千8百万円で前年同期に比べ0.4%の増収となりましたが、営業利益は68億8百万円で同8.6%の減益となりました。

〈テレビ部門〉

地上波テレビのタイムセールスにおきましては、単発番組のセールスを積極的に展開し、前年同期の実績を上回るとともに半期の売上としては過去最高を記録しました。なかでも、「世界陸上大阪大会」は、単独のイベントとして過去最高の売上を達成し、放送事業収入に大きく貢献しました。

スポットセールスにおきましては、関東地区におけるスポットCMの投下量が前中間連結会計期間の実績を割り込むという厳しい状況のなか、大型単発番組の編成にもなるセールス枠の減少という要因も重なり、前年同期の実績をわずかに下回る結果となりました。業種別では「食品」「エンタテインメント・趣味」「医薬品」「通信・放送」といった分野が堅調な推移を示しています。

編成面におきましては、民放各局が軒並み視聴率を下げるなか、当社もゴールデンタイム12.0%、プライムタイム11.9%と、両時間帯の平均視聴率がともに前年同期に比べ0.6%下回る結果となりました。また、全日帯も、「みのもんたの朝ズバッ！」や午後の「2時っチャオ！」が安定した視聴率をマークして健闘しているものの、平均7.6%と前年同期に比べ0.2%下回りました。

大型単発番組では、全社一丸となって取り組んだ8月の「世界陸上大阪大会」が、男子100メートルの歴史的対決や女子棒高跳びインバエワ選手など、世界のスーパーアスリートたちの躍動を9日間にわたってお伝えし、ゴールデン・プライムの両時間帯をメインとする生放送では、平均16.4%の好視聴率を記録しました。

ドラマ部門では、日曜劇場で放送した、織田裕二主演の「冗談じゃない！」と館ひろし・新垣結衣主演の「パパと娘の7日間」が好評だったほか、すっかり若者層に定着した金曜ドラマでは、「山田太郎ものがたり」が人気を呼びました。また、武田鉄矢主演の「夫婦道」は、他局の有力ドラマをおさえて、日韓中テレビ制作者フォーラムの最優秀ドラマ賞を受賞しております。

バラエティ部門では、長寿番組の「関口宏の東京フレンドパークⅡ」のほか、「ぴったんこカン・カン」「ズバリ言うわよ！」「中居正広の金曜日のスマたちへ」も女性ファンを中心に根強い支持を得て、いずれも平均15%前後の安定した視聴率を記録しています。特別番組では、恒例の「オールスター感謝祭」が、5時間の生放送で平均視聴率17.4%を獲得したほか、第3弾となる「DOORS（ドアーズ）」も4時間で平均17.5%をマークするなど、当社が誇る大型スペシャルバラエティが引き続き高い支持を得ています。

報道部門では、ニュース番組「イブニングファイブ」の連続企画、「余命1ヶ月の花嫁」がゴールデンタイムの特別番組となって16.6%の視聴率を記録するなど、大きな反響を呼びました。また、「安倍首相辞任」の一報は、他のマスコミ各社に先駆けてのスクープとなり「報道のTBS」の取材力をあらためてアピールすることができました。

BSデジタル放送の受信機累計出荷台数は、本年9月末で2,900万台を突破するなど順調に普及しています。このような状況を追い風に、持分法適用関連会社のBSデジタル放送会社 株式会社ビーエス・アイは、当連結会計年度において初の単年度黒字化を実現すべく、セールス活動を強化しています。

〈ラジオ部門〉

タイムセールスにおきましては、依然として厳しい状況が続くなか、プロ野球ナイターやネットセールスで苦戦を強いられ、前年同期の実績を下回りました。

スポットセールスにおきましても、広告出稿に抑制的なスタンスを継続する企業が多く、前年同期の実績に及びませんでした。

編成面では、プロ野球ナイター「エキサイトベースボール」の強化を図り、ジャイアンツ戦を中心に150試合近く放送するなど、野球ファンの期待に応えました。さらに、野球教室など、マスコットキャラクター「エキベアー」を前面に押し出したプロモーション活動で、新たなリスナーの獲得にも努めました。

インターネットを使った音声コンテンツ配信サービス「Podcasting 954」は、内容の充実を図り、ラジオの新たな可能性を追求しています。

聴取率調査では、平成13年8月期の調査以降37期連続、6年以上にわたって首位を堅持し、首都圏ラジオのリーディングカンパニーの座を不動のものにしています。

◇映像・文化セグメント

映像・文化事業の収入は、274億9百万円で前年同期に比べ12.9%の増収となり、営業利益は36億4千9百万円で同10.4%の増益となりました。

イベントの分野では、熊川哲也 Kバレエ カンパニーの公演「海賊」が依然として高い人気を誇りました。このほか、「バレレモ・マッシモ劇場」、バレエ「アクロバティック 白鳥の湖」「氷の上のスワン・レイク」「血の婚礼」「お気に召すまま」なども好評でした。海外アーティストの招聘公演では、「ABBA GOLD」「ジュリエット・グレコ」「ザ・ファイブ・ブラウンズ」が話題を呼びました。スポーツでは格闘技の「K-1 WORLD MAX」「HERO'S」、女子バレーボール「FIVBワールドグランプリ」を放送と連動し、開催しています。展覧会では、「世界遺産ナスカ展～地上絵の創造者たち」「始皇帝と彩色兵馬俑展」「ワダエミの衣装世界」「国宝 鑑真和上展」「サン＝テグジュペリの星の王子さま展」「ロシア皇帝の至宝展」などを開催しました。

平成15年から当社が経営する「箱根・星の王子さまミュージアム」は、入場者数が前年同期に比べ大幅に増加するなど、好調に推移しています。

ソフトビジネスの分野では、劇場映画「Life 天国に君に逢えたら」が順調に観客動員数を伸ばしました。このほか、「そのときは彼によろしく」「憑神」「Vexille 2077 日本鎖国」「包帯クラブ」などの話題作も公開しています。

ビデオ・DVDでは、テレビでヒットした「花より男子2（リターンズ）」「華麗なる一族」の両人気ドラマが7月に発売され、15億円に迫る月間売上の新記録達成にいきなり貢献するなど、好調な立ち上がりを見せました。

また、前連結会計年度に公開された劇場映画「木更津キャッツアイ ワールドシリーズ」「どろろ」もDVD化され好調な売行きを示しています。

ライセンスビジネスでは、「王様のブランチ」と連携したファッショングッズや、女子バレーボール「FIVBワールドグランプリ」関連商品の開発などで収益に寄与しています。

インターネット関連では、横浜ベイスターズ主催の全試合を「ハマスタWAVE」として、動画配信しました。また8月の「世界陸上大阪大会」では、大量の動画を配信し、モバイルも記録的なダウンロード数を達成しています。

このほか、メディアコマース事業の子会社 株式会社グランマルシェも、テレビ・ラジオショッピングなどで好調な業績をあげております。

◇不動産セグメント

不動産事業の収入は、12億7千9百万円で前年同期に比べ4.7%の増収となり、営業利益は3億7千6百万円で同0.7%の増益となりました。

◇その他セグメント

その他事業の収入は、1億4千4百万円で前年同期に比べ1.1%の増収となりましたが、営業利益は2千7百万円で同34.7%の減益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(平18. 4. 1～平18. 9. 30)	(平19. 4. 1～平19. 9. 30)
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	34,950	15,862
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△45,661	△5,055
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	26,597	△1,007
現金及び現金同等物の増加額 (△減少額) (百万円)	15,888	9,792
現金及び現金同等物の中間期末残高 (百万円)	54,915	58,658

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は158億6千2百万円になり、前中間連結会計期間に比べ190億8千7百万円の減少となりました。税金等調整前純利益が120億1千7百万円と、前中間連結会計期間に比べ増益となったものの、前期から実施している売掛債権の流動化の影響がなくなり、売上債権の減少額が257億3千9百万円減少したこと等が主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50億5千5百万円になり、前中間連結会計期間に比べ406億5百万円の使用の減少となりました。有価証券の取得による支出が純額で224億7千9百万円、投資有価証券の取得による支出が91億1百万円、前中間連結会計期間に比べ、それぞれ減少したこと等が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は10億7百万円になり、前中間連結会計期間に比べて276億4百万円の調達減少となりました。前中間連結会計期間に計上した社債の発行による収入298億3千4百万円に相当する規模の資金の調達がなかったこと等が主な要因であります。

2【販売の状況】

(1) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
放送事業	130,028	100.4
映像・文化事業	27,409	112.9
不動産事業	1,279	104.7
その他事業	144	101.1
合計	158,861	102.4

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去している。

2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
㈱電通	59,618	38.4	61,037	38.4
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	29,663	19.1	29,749	18.7

3. 本表の金額には、消費税等は含まれていない。

3【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容と具体的な取組状況等

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた課題については、当中間連結会計期間において、次のように対処しております。

まず、当中間連結会計期間の放送業界ですが、地上デジタル放送対応受信機の普及が2,500万台規模に達する一方、ワンセグ・サービス対応端末も1,000万台を突破して、2011年のデジタル放送完全移行と、多様な新規メディアを通じた事業展開への対応を一層加速させることが要諦となつてまいりました。持続的な企業成長を目指して中期経営計画「V! u p 2010」を推進中の当社としても、放送を機軸に全方位で強力な提携先と連携しながら、新たなメディアとの複合的な事業の開拓に努めているところです。

一方、当上半期における放送広告市場の動向につきましては、わが国全体で企業収益が依然として改善基調にあり個人消費が持ち直しているとはいえ、企業の広告出稿の流動化が続き、また昨今の米国経済の不安定な動向も含めて先行きの不透明感は払拭されておられません。

こうしたなか、当上半期の当社の営業売上全体では、前年並みを確保することができました。内訳では、タイム収入が、「世界陸上大阪大会」の好調なセールス等を通じて、過去最高額を記録する一方、スポット収入につきましては、視聴率動向を背景とした各局のシェア争いが更に激しさを増し、また、スポーツ番組の大型単発編成によるセールス枠の減少という要因もあって、前年をやや下回る結果となりました。当社としては、番組編成のさらなる強化と、きめの細かいセールスを実践して、引き続きスポット需要の取り込みと掘り起こしに邁進してまいります。その番組編成についてですが、当上半期における地上波テレビの視聴率状況は、ゴールデン、プライム、全日帯とも各局の競争は当社を含めて2位以下が混戦という状態が続いております。前会計年度においてゴールデン・プライム帯の平均視聴率単独2位を達成している当社としましては、この混戦を切り抜けるべく、10月編成での番組強化のほか、本格化したデジタル時代の視聴者・スポンサーのニーズにしっかりと応える番組作りやコンテンツの企画開発と積極的に取り組んでいるところです。

ラジオにつきましては、8月の聴取率調査で、2位以下に大きな差をつけて1位の座を保持し、平成13年8月期の調査以来、丸6年以上聴取率連続トップの記録を伸ばし続けております。しかし、こうしたリスナーの圧倒的なご支持をいただきながらも、ナイターセールスをはじめラジオ業界全体の厳しい営業状況は変わらず、当上半期においては、放送外収益の確保に努めたことにより、ラジオ部門全体では前年同期の売上・利益をやや上回ることができました。同部門につきましては、効率的な経営の追求とともに、新たな営業開発にも取り組む方針であり、当上半期に、インターネットでも聴取できるデジタル・ラジオ放送「OTTAVA（オッターヴァ）」を開局しました。9月末時点でネット登録者は5万7千人、ライブストリーミングは月間126千アクセスに達しており、着実にリスナーを増やしております。

一方、当グループのBSデジタル放送会社「BS-i」は、番組の品質とコストの双方の管理を進めながら、デジタル放送界の牽引役としての役割を果たし続け、収支においても当会計年度において初の単年度黒字を達成する目途がたってきております。

映像・文化事業では、当上半期において、映像事業の制作力とデジタル分野でのセールス強化のため、組織の拡充を行いました。当セグメントでは、映画事業が当初見込み以上の利益を確保したほか、コンテンツ関係では、DVD事業が好調で、前年同期の実績を大きく上回りました。また、CS事業も、エンタテインメント系有料CS放送「TBSチャンネル」が7月に開局5周年を迎え、契約世帯件数も堅調に推移しております。さらに、同セグメントの連結子会社であるプロ野球球団「横浜ベイスターズ」もシーズン最終までAクラス入りをかけて健闘して、観客動員面で大きく収支改善したほか、メディアコマース事業の株式会社グランマルシェも順調に収入を伸ばしました。

赤坂再開発事業は、「赤坂ACTシアター」「赤坂BLITZ」「赤坂ギャラリー」等から成る文化施設を始め、商業施設の「アネックス」、業務棟・住宅棟とも来年の竣工に向けた建設が順調に進み、赤坂の地におけるビジネス・文化の新たな拠点づくりもいよいよ大詰めを迎えました。当社としましては、放送事業との連動も含めて、不動産事業を通じた収益拡大を放送部門の経営基盤の強化にも役立てたいと考えております。

楽天株式会社との間の業務提携と当社に対する出資比率問題に関する協議は、当上半期において同社が当社株式のさらなる買増し通告を行ったことを受けまして、当社取締役会の社外諮問機関である「企業価値評価特別委員会」においても、同社提案の詳細な評価・検討が行われました。同委員会からは、9月に取締役会に対して勧告があり、その内容等も踏まえて当社が総合的に判断した結果、現時点においては、対応措置の発動の可否を株主の皆様にご判断いただくための臨時株主総会は開催しないことといたしました。当社としましては、本年6月の定時株主総会において株主の皆様の圧倒的多数により改定をご承認いただきました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」の定めるところに従い、今後とも、同社グループの動向等、事態の推移を注視し、適切に対処してまいります。

当社及び当グループは、デジタル時代の「最強のコンテンツ発信源」として、営業キャッシュフロー500億円の2010年度の達成等掲げた中期経営計画「V! u p 2010」を力強く推進することによって、企業価値と株主共同の利益の最大化という皆様方の負託にお応えすることができるよう、引き続き全力を挙げてまいります。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

I 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者として、高い公共的使命を与えられている企業であります。そして、その企業としての性格は、放送法の定めるところに従い当社が制定した「TBS放送基準」の前文に、「TBSは、放送の社会的責任と公共的使命を認識し、メディアの特性を十分に活用して、文化の普及と向上に努め、平和で民主的な世界、より良い社会環境、地球環境の実現と、公共の福祉に貢献することを使命とする。TBSは、電波が国民のものであるという原則にもとづき、基本的人権と世論を尊び、公正な立場を守り、自律を確保することによって、表現の自由を貫き、広告、宣伝の社会的効用を高め、国民の期待と信頼にこたえる」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき重要な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、一層の番組制作・企画開発力とその質の向上を問われております。

これらの公共的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵となる番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていく上で、従業員や関係職員等当社および当社の子会社（以下「当グループ」といいます）が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのはもちろんのこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係は、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成しているものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場会社として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないばかりでなく、当社がわが国の基幹メディアの一つとして高い公共的使命を有することに鑑みれば、国民全体の利益すら損なわれることになりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

II 基本方針の実現に資する取組み

① 「V! u p 2010」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存ですが、その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すために、昨年2月に2010年度に至る当グループの中期経営計画である「V! u p 2010」を発表しております。

「V! u p 2010」は、2010（平成22）年度に地上波テレビの全日帯平均視聴率を9%台に押し上げ、在京5局中におけるテレビスポットの売上シェアを25%以上に伸ばすとともに、放送事業以外、すなわち映像・文化事業と不動産事業およびその他事業の連結売上を1,500億円規模に拡大すること等を目指した計画であります。

当グループは、「V! u p 2010」を通じて、「最強のコンテンツ発信源」としての放送事業内外での地位を確立し、高い品質と経営の効率を同時達成することにより、企業価値の持続的向上を目指そうとしておりますが、同経営計画スタート初年度である前連結事業年度において、ゴールデン・プライム帯における年間平均視聴率が1988年以来18年ぶりに2位となり、スポット収入の在京5局シェアでも当初予定の21.5%をクリアするなど、おかげさまですでに一定の成果をあげているところであります。

当グループとしては、「V! u p 2010」を引き続きグループ一丸となって推進し、もって当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化を目指すとともに株主の皆様の負託に応えてまいりたい所存です。

②当社株式にかかる買収提案への対応方針の改定について

当社は、平成19年2月28日開催の取締役会決議により、「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（買収防衛策）の改定（以下「本改定」といい、本改定後の対応方針を「本プラン」といいます）を決定し、下記のとおり公表致しました。本改定は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、既に平成17年5月18日付けで公表しておりました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（以下「17年プラン」といいます）を、その実質を維持しつつ、会社法の制定等その後の状況も踏まえ、株主意思を更に重視する形で部分的に改定したものです。本改定後の「対応方針」は本年2月28日より効力を生じておりましたが、本年6月28日開催の第80期定時株主総会における株主の皆様のご承認により、本総会終了後も引き続きその効力を継続しております。

記

1. 本改定の目的及び必要性

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針との関係

17年プランの公表の際にも述べておりますとおり、当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、放送法の定めるところに従い当社が制定した「TBS放送基準」の前文に、「TBSは、放送の社会的責任と公共的使命を認識し、メディアの特性を十分に活用して、文化の普及と向上に努め、平和で民主的な世界、より良い社会環境、地球環境の実現と、公共の福祉に貢献することを使命とする。TBSは、電波が国民のものであるという原則にもとづき、基本的人権と世論を尊び、公正な立場を守り、自律を確保することによって、表現の自由を貫き、広告、宣伝の社会的効用を高め、国民の期待と信頼にこたえる」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組製作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていく上で、従業員や関係職員等当社及び当社の子会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものです。

したがって、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

以上のような観点から、当社は、平成18年5月の会社法及び会社法施行規則の施行に伴い、平成19年2月28日付け「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の整備について」で公表致しましたとおり、放送法及び電波法の趣旨にも鑑み、特定の者又はグループ（及びこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保及びその最大化に向けた相当な措置を講じることとする旨の、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）を整理して確認したところであります。

当社では、その下で、17年プランを、会社法施行規則第127条第2号ロ所定の「基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」として新たに位置付け直した上で、会社法施行後の法的環境や制度の変化等を踏まえ、株主意思を更に重視する形で部分的に改定することに至ったものです。

(2) プラン改定の背景

上述の基本方針の整理・確認に関する決議は、会社法施行規則第127条の施行を契機になされたものではありませんが、その内容自体は、17年プラン導入時から一貫して当社が掲げているものを同条の規定に即して改めて整理・確認したものであり、基本方針にかかる考え方に変化はございません。

しかしながら、17年プランにもとづき日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「NPI」といいます）に対して発行された新株予約権の行使期間が本年6月30日をもって満了することや、17年プラン導入後の法的環境の変化、とりわけ会社法の施行や証券取引法の全面改正（金融商品取引法への改組）に照らして、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化を達成するためには、17年プランの実質を維持しつつ、株主意思を更に重視する形で17年プランを整備することが適切であると判断し、今回の部分改定に至りました。

なお、かかる環境の変化を踏まえた対応方針の見直しの可能性については、17年プラン自体及びこれに関するご説明において既に公表しているところです。

当社と致しましては、本改定それ自体につきましても、本プランにもとづく対応措置の発動と同様に、株主総会を通じた株主の皆様ご意思の確認手続を経ることと致しました。本プランは、買収提案への対応策として、17年プランの実質を維持しつつ、より高い透明性及び合理性を有しているものと考えております。また、本改定に伴いまして、平成19年3月15日付けで、当社は、NPIが保有していた上記新株予約権の全部を有償で取得し消却しております。

2. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「政府指針」といいます）、並びに東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、株主の権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。当社と致しましては、今後ともその運用にあたっては慎重に配慮してまいります。

(1) 本プランの概要

(a) 本改定に関する株主意思の確認

本改定については、平成19年2月28日開催の当社取締役会において全員一致で承認され、また、当該改定にあたり、17年プランで設置された企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の委員全員の一致による承認を得ております。なお、社外監査役を含む当社の全監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本改定に同意しております。本プランは、平成19年2月28日以降、効力を生じておりましたが、第80期定時株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の皆様ご意思の議決権の過半数をもってご承認いただき、本総会終了後も引き続きその効力を継続しております。

(b) 本プランの発動にかかる手続の設定

本プランは、買収者グループ（下記(2)(a)に定義されます）が現れた際に買収者グループに事前の情報提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために十分な情報と時間を確保した上で、当社経営陣が代替案等を提示し、交渉等を行うことにより、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から買収者グループの買収提案を検討した上で、必要な場合において株主の皆様ご意思を仰ぐための手続を定めております（下記「(2) 本プランの発動にかかる手続」をご参照下さい）。

(c) 取得条項付新株予約権無償割当ての利用

(i) 対応措置の発動につき株主総会の承認が得られた場合においては、買収者グループによる権利行使は認められないとの行使条件が付された取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。その主な内容につきましては、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」をご参照下さい）を、当該株主総会後の当社取締役会が定める割当基準日における全ての当社の株主（当社自身を除く）に対して、新株予約権の無償割当ての方法によって割り当てます。また、

(ii) 本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大規模買付行為等（下記(2)(a)に定義されます）が行われた場合には、当社は、原則として、特別委員会の勧告にもとづき、本新株予約権を当社取締役会が定める割当基準日における全ての当社の株主（当社自身を除く）に対して、新株予約権の無償割当ての方法によって割り当てます。

本プランの発動時における上記本新株予約権の無償割当ては、下記(2)(d)乃至(g)の手順に従って行います。なお、具体的な状況により、法令及び当社定款で認められたその他の対応措置を用いることが適切と認められた場合には、当社は、特別委員会の勧告にもとづき、（必要な場合には、株主総会の承認を経て、）その他の対応措置を必要かつ相当の範囲で講じることもあります。

本新株予約権には、その取得の対価として、買収者グループ以外の株主については、当社議決権付普通株式を、買収者グループに属する株主には、一定の行使条件の付された新株予約権（但し、一定の条件の下に現金化等され得る）を、それぞれ交付するという内容の取得条項を付することがあります。これにより、対応措置の相当性の観点から適切と考えられる場合には、買収者グループの経済的利益の毀損をできる限り防止すると共に、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化が図られるものと考えております。

当社は、今後上記本新株予約権の無償割当てを利用することとなる場合に備えて、既に新株予約権の発行登録を行っており、平成19年3月8日にその効力が生じております。

(d) 特別委員会の存続

17年プランにもとづき設置された当社取締役会の諮問機関としての特別委員会（その概要及び委員等については下記「5. 企業価値評価特別委員会の概要」をご参照下さい）は存続させ、買収者グループの認定、本プランに従った対応措置の発動又は不発動等の判断、対応措置発動の場合における留意事項や内容等に関して客観的な検討を行って、取締役会に対して勧告を行うと共に、株主の皆様へは、必要な情報を開示して透明性を確保することとしております。すなわち、下記(2)の対応が必要な局面において、特別委員会が招集されることとなります。

(e) 監査役による手続過程の監督

当社は、17年プランの導入以来、その運用の過程においては、当社監査役が、取締役会や特別委員会に対して監督機能を果たすべきことと致しておりますが、本プランにおいても同様と致します。

(2) 本プランの発動にかかる手続

(a) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の①乃至③のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め除外を承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものと致します。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記(d)のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記(b)、(c)及び(e)乃至(g)の手続に従って決せられることとなります。

- ①当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループ（注1）の株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け
- ②当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループ（注2）の、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等
- ③当社が発行者である株券等についての公開買付け又は買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（注3）

(注1)

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又は特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

(注2)

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者及びその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者又は共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

(注3)

上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に行うものと致します。また、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して、下記(b)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがございますのでご承知おき下さい。

以下、公開買付者グループ及び大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(b) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）とそれらに加えて、取締役会評価期間（下記(c)に定義されます）及び当該期間における検討の結果下記(f)に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間（以下「待機期間」といいます）において当社株券等の買付け等を行わないこと、及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます）を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限（原則として60日と致します）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

買付意向説明書の提出を当社取締役会が求めた場合、又は買付意向説明書が提出された場合には、当社は、その旨及び当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

- ①買収者グループの概要（具体的名称、主要な株主又は出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴を含みます。なお、買収者グループがファンド又はその出資にかかる事業体である場合はその主要な組員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者に関する上記の情報を含みます）
- ②大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等における対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ③大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（証券取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名及びその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様及び内容
- ④大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額又は内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額又は内容を含みます）及びその算定根拠を含みます）
- ⑤大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、その概要、調達方法、資金提供が実行されるための条件（担保提供の状況及びその予定の有無を含みます）、資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます）

- ⑥大規模買付行為等の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び番組編成方針等（大規模買付行為等の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針
- ⑦反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません）及びこれらに対する対処方針
- ⑧当社の放送局としての公共的使命に対する考え方（放送法第1条、第3条、第3条の2等に定める事項に関する考え方を含みます）
- ⑨その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 取締役会及び特別委員会による検討等

当社取締役会及び特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記①又は②の期間（買付意向説明書及び本必要情報の提供が完了したと当社取締役会又は特別委員会が判断した旨を当社が関係法令等及び証券取引所の規則に従って開示した日から起算されるものと致します）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定致します。なお、かかる取締役会評価期間は、当社における事業内容の評価・検討の困難さや意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

②上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉を行うものと致します。

その際、当社取締役会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものと致します。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価及び検討等を行います。特別委員会がかかる評価及び検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものと致します。なお、かかる費用は当社が負担するものと致します。

特別委員会が取締役会評価期間内に下記(d)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対応措置の発動若しくは不発動の決議又は株主総会の招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合において、当社取締役会は、特別委員会の勧告にもとづき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものと致します（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様と致します）。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記(d)で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものと致します。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重の上、本新株予約権の無償割当て等の下記(d)で定める所要の対応措置を発動することと致します。

(d) 対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものと致します。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものと致します。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

- (i) 例外事由該当者（下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」の(6)において定義されます）による権利行使は認められないとの条件や、

(ii) 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、又は

(iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、下記「6. 本新株予約権の無償割当ての概要」においても記載致しましたとおり、本新株予約権の無償割当ての割当基準日は、上記(a)柱書所定の事由又は本プランの手續に従わずに大規模買付行為等が開始された日以後の日となりますので、いわゆる平時において本新株予約権の無償割当てが実施されることはありません。また、当社取締役会が割当基準日を定めるに当たっては、原則として上記株主総会の会日の後の日とすることとし、関係機関と協議の上、株主の皆様にも不測の損害が及ばないように配慮して、これを決定することと致します。

(e) 対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社ガイドライン（その内容につきましては、下記「7. ガイドラインの骨子」をご参照下さい）に照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、特別委員会は、一旦対応措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができます。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものと致します。

(f) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記(e)の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うこと及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、買付意向説明書に関する当社取締役会の意見及び特別委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、買収者グループから十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものと致します。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主と致します。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものと致します。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものと致します。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記(c)にもとづく対応措置発動の勧告又は上記(e)にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当て及びその取得条項の発動その他の対応措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手續に従って遅滞なく行うものと致します。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示致します。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って（すなわち、特別委員会の上記(e)にもとづく対応措置不発動の勧告にもとづき、又は上記(f)にもとづく株主総会における対応措置発動の決議が得られなかったことを受けて）本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成22年4月以降最初に開催される定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様と致します。但し、有効期間内であっても当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得た上で、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正し又は変更する場合があります。

3. 本プランの合理性

(1) 政府指針、証券取引所の諸規則に則っていること

本プランは、政府指針の定める三原則を充足しております。また、本改定にあたっては、東京証券取引所が平成18年3月7日付けで発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及びこれに伴って改正された同取引所の諸規則に則っております。

(2) 株主の皆様の意思を直接確認する手続であること

本プランは、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始した状況下で特別委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対応措置の発動を勧告する場合、及び特別委員会がかかる対応措置の不発動の勧告をする場合を除き、買収者グループによる大規模買付行為等に対する本新株予約権の無償割当て等の対応措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様の意思を直接確認することを内容としております。

(3) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議における取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

(4) 特別委員会の判断の重視

本プランでは、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される特別委員会が勧告を行うこととされております。

そして、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

4. 株主の皆様等への影響

(1) 本改定時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの改定時点においては、本新株予約権の発行等は行われませんので、株主や投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

(2) 取締役会評価期間中に株主及び投資家の皆様にご与える影響

取締役会評価期間における事前対応において、当社が買収者グループから提供を受け、また自ら収集した資料等及びこれらにもとづく当社の意見ないし判断については、必要かつ適切な範囲で株主及び投資家の皆様に適宜開示致します。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することと致します。当社は、事前対応を、株主及び投資家の皆様のご判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランにおいて想定されている対応措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、当社の株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対応措置が発動された場合、結果的に、法的権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

当社と致しましては、本プランにもとづき対応措置を発動するに際しては、関係法令等及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切に開示を行うとともに、株主及び投資家の皆様に不測の損害又は不利益が生じないよう十分に配慮し、適切に対処致します。

また、対応措置としての本新株予約権の無償割当ての決議及び本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち後においては、株主及び投資家の皆様に不測の損害又は不利益が生じないよう、本新株予約権の無償割当ての中止、又は無償割当てされた本新株予約権の無償取得は行わないものとします。

本新株予約権の無償割当ての手続や、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及びその取得について、株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において無償割当ての基準日等を定め公表致します。本新株予約権の無償割当てにより、無償割当ての基準日時点における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます）に対して、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。

したがって、株主の皆様におかれては、当社が上記の公表に際してご案内する内容に従い、無償割当ての基準日までに名義書換手続をしていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

なお、割当対象株主の皆様は、当然に本新株予約権にかかる新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使手続

当社は、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、割当対象株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足する者であること等についての表明保証事項、補償条項その他の誓約文言を含む当社指定の書式によるものと致します）と新株予約権の権利行使に必要な書類その他を送付致します。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類をご提出の上、原則として本新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込んでいただくことにより、1個の本新株予約権につき1株以内の当社が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得手続

割り当てられた本新株予約権に取得条項を付した場合、当社は、法定の手続に従い、当該取得事由の発生をもって、本新株予約権を取得することがあります。この場合には、株主の皆様は、本新株予約権の行使手続をとっていただくことなく、1個の本新株予約権につき原則として1株以内の当社が別途定める数の当社株式の交付を受けることとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が本新株予約権の行使条件を充足する者であること等についての表明保証事項、補償条項その他の誓約文言を含む当社指定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

5. 企業価値評価特別委員会の概要

企業価値評価特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項及びその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応及び対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行なうこととしております。また、当社監査役会は、取締役会及び特別委員会の判断過程を監督することとしております。

平成19年9月12日開催の当社取締役会の決議により、特別委員会の委員の数を当面以下の5名として、当社社外取締役のうちから1名、当社社外監査役のうちから1名、弁護士・会計士・学識経験者等の社外の専門家3名によって構成することと致しました。各委員の任期は平成21年6月末までの2年です。

なお、社外取締役または社外監査役を資格とする委員の選任および特別委員会の構成につきましては、今後適宜検討して参る所存です。

(委員長)

北村 正任 (きたむら・まさとう)

社外取締役・㈱毎日新聞社代表取締役社長

(委員) (注)

岡部 敬一郎 (おかべ・けいいちろう)

社外監査役・コスモ石油㈱代表取締役会長

岩倉 正和 (いわくら・まさかず)

弁護士・西村あさひ法律事務所

竹原 相光 (たけはら・そうみつ)

公認会計士・ZECO0パートナーズ㈱

宍戸 善一 (ししど・ぜんいち)

成蹊大学法科大学院教授

(注) 西川 善文 (にしかわ・よしふみ) 委員は、平成19年9月12日をもって退任しております。

6. 本新株予約権の無償割当ての概要

(1) 割当対象株主

取締役会で定める基準日 (上記「2. 本プランの内容」(2)(a)柱書所定の事由発生後の日とされます) における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式 (但し、当社の有する当社普通株式を除きます) 1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定めます。

(4) 株主に割り当てる新株予約権の総数

割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における最終の発行済株式総数 (但し、当社の有する普通株式の数を除きます) を上限として取締役会の定める数とします。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とします。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします (なお、買取者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者 (以下「例外事由該当者」といいます) による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます)。

(7) 当社による新株予約権の取得

(a) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じること又は一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。

(b) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権又はその他の財産を交付するものとする場合があります。

(c) 上記(a)の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等 (放送法第52条の8第1項柱書に規定する外国人等をいいます。以下同じ) が当会社の総議決権の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の総議決権の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権又はその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

(8) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定め公表するものとします。

(9) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとします。但し、新株予約権者から請求があった場合は、この限りではありません。

7. ガイドラインの骨子

(1) 事前対応

買収者グループが出現した場合、当社取締役会は、株主が当該買収者グループによる大規模買付行為等の是非につき最終判断を適切に行うに足りる十分な資料等を収集及び提供し、また、買収者グループの有する大規模買付行為等後の当社の経営方針及び事業計画が当社の企業価値の最大化に資するものかを自ら検討するものとします。当社取締役会は、買収者グループに対し、大規模買付行為等を開始する前に、取締役会に対して十分な資料等を提供すること、及び取締役会に十分な検討期間を付与することを求めるものとします。

(2) 濫用的買収者か否かの検討

(a) 当社取締役会は、事前対応において、① 買収者グループが下記(3)に定める濫用的買収者に該当する可能性があるか、② 買収者グループによる大規模買付行為等が当社企業価値を毀損もしくは減殺する又は当社企業価値の最大化を妨げる可能性があるか、及び ③ 上記の①又は②に該当する場合、大規模買付行為等にかかる買収提案のどの部分を変更すれば当社の企業価値の最大化に資するものとなるか（以下「代替案」といいます）を検討するとともに、必要に応じ、買収者グループとの交渉を行うものとします。かかる検討及び判断に際して買収者グループの属性（事業の内容、財務状態、経営状態及び業績、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの内容並びにそれらが実効的に機能しているか否か等）、② 買収者グループの企図する大規模買付行為等の概要（目的、方法及び内容、第三者との間における意思連絡の有無、買付けの対価の算定根拠及びその算定経緯等）、③ 買収者グループの提案する事業計画の内容（経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び番組編成方針等並びに大規模買付行為等が当社、当社株式及び当社株主に与える影響等）、④ 放送事業者としての公共性に対する配慮（番組制作の基本的方針、放送局としての公共的使命についての考え方等）を含む事項を考慮するものとします。

(b) 当社代表取締役は、事前対応の開始が必要であると判断した場合、直ちに特別委員会を招集するものとします。当社取締役会は、招集された特別委員会に対し、事前対応を開始することができるか否か、買収者グループが濫用的買収者に該当する可能性があるか、買収者グループによる大規模買付行為等が当社企業価値を毀損もしくは減殺する、又は当社企業価値の最大化を妨げる可能性があるか、代替案、その他特別委員会の判断又は勧告が必要な事項等につき諮問するものとします。

(3) 濫用的買収者

当社は、当社企業価値を毀損又は減殺する大規模買付行為等を行う者であって、原則として次の各類型に該当する買収者グループを、濫用的買収者と位置付けます。

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合。

②当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ及びコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収提案者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合。

③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合。

④当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の保有する放送設備の全部又は一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合。

⑤当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合。

⑥当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の報道内容に影響を与えること、その他報道機関である当社のブランドを利用して世論等に影響を与えること等にある場合など、当該買収提案者が当社の経営に参加することが、当社の放送事業者としての公共的使命に照らし不適切であると判断される場合。

- ⑦その他当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれのある者又は放送事業者としての公正性ないし中立性確保の観点から問題があると疑われる者による買収である場合。

III 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当グループの中期経営計画である「V! u p 2010」は、当社企業価値及び株主共同の利益の最大化を目指すものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につきましては、平成17年5月18日開催の取締役会で決定した後、平成19年2月28日開催の取締役会で一部改定しております。改定後の対応方針の詳細は、上記II②に記載のとおりであります。企業価値及び株主共同の利益の確保及びその最大化に向けた相当な措置を講ずることを目的として導入されているものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

なお、改定後の対応方針は、政府指針に定める諸原則を充足するものであること、対応措置発動に際し株主総会を開催し株主の意思を直接確認するものであること、公正性・客観性を担保するため、独立性の高い社外取締役及び社外監査役ならびに社外有識者からなる企業価値特別委員会を設置し、買収防衛策の発動又は不発動等について勧告を行うものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値及び株主共同の利益に資するものであり、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は、行われていない。

5 【研究開発活動】

当社および当グループは、公共の電波を用いて国民に高品位で多様なサービスを提供するとともに次世代のデジタル放送の実用化に貢献すべく、新しい番組制作、伝送、放送技術の研究開発を行っている。

事業の種類別セグメントの研究開発活動を示すと、次のとおりである。

放送事業

主な研究開発活動としては、①ワイヤレス磁気センサー利用バーチャルシステム、②補助領域信号記録装置、③デジタルFPU伝送安定度測定システム、④簡易テロップ開発等である。

研究開発費の総額は、144百万円である。

映像・文化事業

特に研究開発活動は行っていない。

不動産事業

特に研究開発活動は行っていない。

その他事業

特に研究開発活動は行っていない。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた㈱東放制作の簡易加工ブースについては、番組編成の変更により番組送出能力拡充の必要が無くなったため、当該設備の新設は行わないこととした。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備の投資計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
㈱プロカム	国際新赤坂ビル東館 (東京都港区)	放送事業	HD編集室	216	2007年6月	番組制作能力拡充
	技術分室 アルファ ベットセブンビル (東京都港区)	放送事業	HDカメラ	72	2007年6月	番組制作能力拡充
㈱赤坂ビデオセンター	山王下編集室 (東京都港区)	放送事業	編集設備	32	2007年8月	番組制作能力拡充

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

前連結会計年度末に計画していた設備の除却計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	除却年月	除却等に伴う減少能力
提出会社	テレビ・ラジオ設備 及び本社設備 (東京都港区)	放送事業	CGルームテロップ 装置	32	2007年6月	更新に伴う除却のため 番組制作能力の減少は 少ない

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設はない。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	190,378,968	190,380,968	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	190,378,968	190,380,968	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日以降提出日現在までの新株予約権の行使により発行された株式数は含めていない。

2. 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加している。

(2) 【新株予約権等の状況】

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ20及び旧商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権）に関する事項は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	184（注）1	182（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	184,000	182,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,962（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,962 資本組入額 981	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役又は子会社の取締役の任期満了または当社従業員の定年退職によりその地位を失った場合も権利を行使可能。被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権の権利行使はできない。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 発行価額は、権利付与日後に当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	288（注）1	288（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	288,000	288,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,145（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,145 資本組入額 1,073	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役又は子会社の取締役の任期満了または当社従業員の定年退職によりその地位を失った場合も権利を行使可能。被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権の権利行使はできない。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 発行価額は、権利付与日後に当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注) 1	71	190,378	73	54,930	73	54,970

(注) 1. 新株予約権の行使による増加である。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
楽天メディア・インベストメント株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	31,401	16.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,874	9.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	8,025	4.22
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	7,536	3.96
株式会社毎日放送	大阪府大阪市北区茶屋町17-1	6,166	3.24
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	5,745	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,723	3.01
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	5,713	3.00
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	4,842	2.54
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	4,288	2.25
計	—	98,317	51.64

(注) 1. 上記銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式を以下のとおり含んでいる。

千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	18,874
資産管理サービス信託銀行株式会社	7,536
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,723

2. 楽天ストラテジックパートナーズ株式会社及びその共同保有者から平成19年4月20日付、平成19年5月2日付で、大量保有報告書の変更報告書が関東財務局に提出されている。当該報告書によれば、平成19年4月27日現在の保有状況は以下のとおりであるが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっている。

大量保有者（共同保有者）	平成19年4月27日現在の 保有株式数（保有割合）
楽天ストラテジックパートナーズ株式会社	6,369,500株（3.35%）
楽天メディア・インベストメント株式会社	31,401,200株（16.51%）
神谷 光弘	100株（0.00%）
国谷 史朗	100株（0.00%）
計	37,770,900株（19.86%）

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 17,900	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 1,009,800	（注）2 9,940	—
完全議決権株式（その他）（注）1	普通株式 189,242,300	1,892,423	—
単元未満株式	普通株式 108,968	—	—
発行済株式総数	190,378,968	—	—
総株主の議決権	—	1,902,363	—

（注）1. 「完全議決権株式（その他）」には証券保管振替機構名義の株式が160,500株（議決権の数1,605個）含まれている。

2. 議決権を含めた株式の貸与取引により、議決権9,940個が発生している。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
（自己保有株式） ㈱東京放送	東京都港区赤坂 五丁目3番6号	17,900	—	17,900	0.00
（相互保有株式） ㈱東通	東京都港区赤坂二丁 目14番5号	—	994,000	994,000	0.52
㈱テレパック	東京都港区赤坂二丁 目12番10号	15,800	—	15,800	0.00
計	—	33,700	994,000	1,027,700	0.53

（注）㈱東通の他人名義所有株式994,000株は、野村證券㈱（東京都中央区日本橋1丁目9-1）への議決権を含めた株式の貸与取引によるものである。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	4,380	4,320	3,980	3,800	3,540	3,490
最低(円)	3,820	3,780	3,650	3,010	2,800	3,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	西川 善文	平成19年9月12日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		55,007		58,820		48,946	
2. 受取手形及び売掛 金	※5	38,236		38,845		43,309	
3. 有価証券		22,491		—		—	
4. たな卸資産		10,884		8,657		10,079	
5. 前払費用		5,214		4,467		4,276	
6. 繰延税金資産		4,815		4,654		5,346	
7. その他		3,366		5,359		3,851	
貸倒引当金		△143		△122		△130	
流動資産合計		139,873	24.7	120,682	22.0	115,679	20.4
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		66,159		63,152		64,623	
(2) 機械装置及び運 搬具	※3	18,156		16,155		17,361	
(3) 工具器具備品		2,811		2,707		2,671	
(4) 土地		76,292		76,286		76,286	
(5) 建設仮勘定		24,609	188,028	38,789	197,091	38,257	199,200
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		5,385		5,481		5,639	
(2) ソフトウェア仮 勘定		104		—		14	
(3) その他		1,457	6,948	1,358	6,840	1,411	7,065
3. 投資その他の資産	※3						
(1) 投資有価証券		219,473		212,031		233,800	
(2) 繰延税金資産		1,299		1,311		1,366	
(3) その他		10,990		10,615		11,218	
貸倒引当金		△519	231,244	△591	223,366	△610	245,775
固定資産合計			426,220	75.3		427,298	78.0
資産合計			566,093	100.0		547,981	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金	※3	31,868		33,911		33,243		
2. 短期借入金		2,193		1,774		1,606		
3. 一年内返済予定長期借入金		72		10,000		10,040		
4. 一年内償還予定社債		10,000		—		—		
5. 未払金		13,041		14,418		17,452		
6. 未払法人税等		3,478		4,593		3,552		
7. 未払消費税等		817		763		1,070		
8. 未払費用		4,886		4,865		4,735		
9. 役員賞与引当金		148		156		322		
10. その他		4,655		3,891		4,410		
流動負債合計		71,162	12.6	74,375	13.6	76,433	13.5	
II 固定負債								
1. 社債	※3	30,000		30,000		30,000		
2. 長期借入金		30,003		20,000		20,000		
3. 退職給付引当金		9,357		9,396		9,293		
4. 繰延税金負債		38,986		31,621		39,253		
5. 負ののれん		504		160		332		
6. その他		7,166		2,969		7,110		
固定負債合計		116,018	20.5	94,147	17.2	105,990	18.7	
負債合計		187,181	33.1	168,522	30.8	182,424	32.2	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金		54,720	9.7	54,930	10.0	54,857	9.6	
2. 資本剰余金		59,988	10.6	60,198	11.0	60,125	10.6	
3. 利益剰余金		196,459	34.7	207,859	37.9	202,094	35.6	
4. 自己株式		△46	△0.0	△73	△0.0	△63	△0.0	
株主資本合計		311,122	55.0	322,915	58.9	317,015	55.8	
II 評価・換算差額等								
1. その他有価証券評価差額金		64,939	11.4	53,145	9.7	65,154	11.5	
2. 繰延ヘッジ損益		526	0.1	1,372	0.2	700	0.1	
3. 為替換算調整勘定		15	0.0	4	0.0	16	0.0	
評価・換算差額等合計		65,481	11.5	54,522	9.9	65,871	11.6	
III 新株予約権		600	0.1	—	—	—	—	
IV 少数株主持分		1,708	0.3	2,021	0.4	2,411	0.4	
純資産合計		378,912	66.9	379,458	69.2	385,298	67.8	
負債純資産合計		566,093	100.0	547,981	100.0	567,722	100.0	

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高	※1		155,105	100.0		158,861	100.0	318,700	100.0	
II 売上原価			108,574	70.0		111,619	70.3	221,798	69.6	
売上総利益			46,531	30.0		47,241	29.7	96,901	30.4	
III 販売費及び一般管理 費			35,354	22.8		36,374	22.9	71,573	22.5	
営業利益			11,176	7.2		10,867	6.8	25,327	7.9	
IV 営業外収益										
1. 受取利息			78			122		207		
2. 受取配当金			1,062			1,726		1,945		
3. 保険金収入			102			101		261		
4. 負ののれん償却額			172			172		344		
5. 為替差益		9			15		2			
6. その他		143	1.0	126	2,265	1.4	342	3,104	1.0	
V 営業外費用										
1. 支払利息		237			405		634			
2. 固定資産除却損		139			98		353			
3. 持分法による投資 損失		472			9		705			
4. 社債発行費		165			—		165			
5. 売掛債権売却損		—			98		—			
6. その他		118	0.7	61	673	0.4	355	2,215	0.7	
経常利益			11,612	7.5		12,459	7.8		26,216	8.2
VI 特別利益										
1. 投資有価証券売却 益		27			2,068		168			
2. 抱合せ株式消滅差 益		—			—		28			
3. その他		—	27	0.0	17	2,085	1.3	12	210	0.1
VII 特別損失	※2									
1. 年金制度移行解決 金			—			70		860		
2. 年金訴訟和解金			—			—		990		
3. 投資有価証券評価 損			6			2,383		185		
4. 固定資産除却損			13			74		472		
5. 減損損失			—			—		5		
6. 過年度人件費			31			—		31		
7. その他			—	51	0.0	—	2,528	1.6	70	2,616
税金等調整前中間 (当期) 純利益			11,588	7.5		12,017	7.5		23,810	7.5
法人税、住民税及び 事業税		3,061			4,515		8,376			
法人税等調整額		2,028	5,090	3.3	893	5,409	3.4	1,455	9,832	3.1
少数株主利益 (△損 失)			△24	△0.0		△297	△0.2		678	0.2
中間 (当期) 純利益			6,523	4.2		6,906	4.3		13,299	4.2

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	54,685	59,953	192,297	△39	306,896
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	35	35			70
剰余金の配当(注)			△2,091		△2,091
役員賞与(注)			△273		△273
中間純利益			6,523		6,523
自己株式の取得				△6	△6
新規連結に伴う利益剰余金の増加			4		4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	35	35	4,162	△6	4,226
平成18年9月30日 残高 (百万円)	54,720	59,988	196,459	△46	311,122

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	71,116	—	13	71,130	600	1,659	380,285
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							70
剰余金の配当(注)							△2,091
役員賞与(注)							△273
中間純利益							6,523
自己株式の取得							△6
新規連結に伴う利益剰余金の増加							4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△6,177	526	2	△5,649	—	49	△5,599
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△6,177	526	2	△5,649	—	49	△1,373
平成18年9月30日 残高 (百万円)	64,939	526	15	65,481	600	1,708	378,912

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54,857	60,125	202,094	△63	317,015
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	73	73			146
剰余金の配当			△1,141		△1,141
中間純利益			6,906		6,906
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	73	73	5,764	△10	5,900
平成19年9月30日 残高 (百万円)	54,930	60,198	207,859	△73	322,915

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	65,154	700	16	65,871	2,411	385,298
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						146
剰余金の配当						△1,141
中間純利益						6,906
自己株式の取得						△10
株主資本以外の項目の中間連 結会計期間中の変動額（純 額）	△12,008	671	△12	△11,349	△390	△11,739
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12,008	671	△12	△11,349	△390	△5,839
平成19年9月30日 残高 (百万円)	53,145	1,372	4	54,522	2,021	379,458

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	54,685	59,953	192,297	△39	306,896
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	172	172			344
剰余金の配当（注）			△3,232		△3,232
役員賞与（注）			△273		△273
当期純利益			13,299		13,299
自己株式の取得				△23	△23
新規連結に伴う利益剰余金の増加			4		4
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	172	172	9,797	△23	10,118
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54,857	60,125	202,094	△63	317,015

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	71,116	—	13	71,130	600	1,659	380,285
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							344
剰余金の配当（注）							△3,232
役員賞与（注）							△273
当期純利益							13,299
自己株式の取得							△23
新規連結に伴う利益剰余金の増加							4
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△5,962	700	2	△5,258	△600	752	△5,106
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△5,962	700	2	△5,258	△600	752	5,012
平成19年3月31日 残高 (百万円)	65,154	700	16	65,871	—	2,411	385,298

（注）剰余金の配当のうち2,091百万円及び役員賞与については、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 税金等調整前中間 (当期) 純利益		11,588	12,017	23,810
2. 減価償却費		6,839	6,680	14,698
3. 長期前払費用償却額		347	342	786
4. 減損損失		—	—	5
5. 負ののれん償却額		△172	△172	△344
6. 退職給付費用		160	103	94
7. 貸倒引当金の増加額 (△減少額)		△52	△26	24
8. 受取利息及び受取配 当金		△1,141	△1,849	△2,152
9. 支払利息		237	405	634
10. 持分法による投資損 失		472	9	705
11. 投資有価証券売却益		△27	△2,068	△168
12. 投資有価証券評価損		6	2,383	185
13. 固定資産除却損		152	173	826
14. 売上債権の減少額		30,202	4,463	25,195
15. たな卸資産の減少額 (△増加額)		△140	1,421	664
16. 仕入債務の増加額 (△減少額)		△605	668	749
17. その他の固定負債の 減少額		△4,959	△4,141	△4,991
18. その他営業活動によ るキャッシュ・フロ ー		△3,443	△2,587	△1,230
小計		39,464	17,821	59,493
19. 利息及び配当金の受 取額		1,152	1,854	2,113
20. 利息の支払額		△47	△386	△446
21. 法人税等の支払額		△5,618	△3,426	△10,274
営業活動によるキャッ シュ・フロー		34,950	15,862	50,886

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 有価証券の取得によ る支出 (純額)		△22,474	—	—
2. 有価証券の売却によ る収入 (純額)		—	4	—
3. 有形固定資産の取得 による支出		△5,820	△5,558	△23,060
4. 有形固定資産の売却 による収入		10	1	85
5. 無形固定資産の取得 による支出		△406	△866	△1,544
6. 投資有価証券の取得 による支出		△16,918	△7,816	△32,473
7. 投資有価証券の売却 による収入		30	9,122	1,229
8. 子会社合併による 収入		—	—	231
9. その他投資活動によ るキャッシュ・フロ ー		△83	57	△11
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△45,661	△5,055	△55,543

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 短期借入れによる収 入		162	495	420
2. 短期借入金の返済に よる支出		△1,259	△327	△2,104
3. 長期借入金の返済に よる支出		△36	△40	△72
4. 社債の発行による収 入		29,834	—	29,834
5. 社債の償還による支 出		—	—	△10,000
6. 株式の発行による収 入		70	146	344
7. 自己株式の取得によ る支出		△6	△10	△23
8. 配当金の支払額		△2,091	△1,179	△3,232
9. 少数株主への配当金 の支払額		△75	△92	△75
10. その他財務活動によ るキャッシュ・フロ ー		—	—	△600
財務活動によるキャッ シュ・フロー		26,597	△1,007	14,490
Ⅳ 現金及び現金同等物に 係る換算差額		2	△7	6
Ⅴ 現金及び現金同等物の 増加額		15,888	9,792	9,840
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		38,767	48,866	38,767
Ⅶ 新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加額		259	—	259
Ⅷ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	54,915	58,658	48,866

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社</p>	<p>連結子会社の数 30社 主要な連結子会社の名称 (株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)TBSテレビ、(株)TBSサービス、(株)TBSビジョン、(株)日音、(株)緑山スタジオ・シティ、(株)アクセス、(株)TBS会館 TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC.、(株)TBS企画、赤坂熱供給(株)、(株)TBSプラザ、(株)東放制作、(株)TBSトライメディア、(株)赤坂ビデオセンター、(株)ドリマックス・テレビジョン、(株)赤坂グラフィックスアート、(株)TBSメディア総合研究所、(株)TBSサンワーク、(株)プロカム、(株)サウンズ・アート、(株)ティ・アール・シー、(株)エフ・アンド・エフ、(株)グランマルシェ、(株)テレコム・サウンズ、(株)横浜ベイスターズ、(株)ジャスク、(株)ビューキャスト、OXYBOT(株)、TCエンタテインメント(株)前年に設立したTCエンタテインメント(株)は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より、連結の範囲に含めている。</p>	<p>連結子会社の数 30社 主要な連結子会社の名称 (株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)TBSテレビ、(株)TBSサービス、(株)TBSビジョン、(株)日音、(株)緑山スタジオ・シティ、(株)アクセス、(株)TBS会館 TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC.、(株)TBS企画、赤坂熱供給(株)、(株)TBSプラザ、(株)東放制作、(株)TBSトライメディア、(株)赤坂ビデオセンター、(株)ドリマックス・テレビジョン、(株)赤坂グラフィックスアート、(株)TBSメディア総合研究所、(株)TBSサンワーク、(株)プロカム、(株)サウンズ・アート、(株)ティ・アール・シー、(株)エフ・アンド・エフ、(株)グランマルシェ、(株)テレコム・サウンズ、(株)横浜ベイスターズ、(株)ジャスク、(株)ビューキャスト、OXYBOT(株)、TCエンタテインメント(株)</p>	<p>連結子会社の数 30社 主要な連結子会社の名称 (株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)TBSテレビ、(株)TBSサービス、(株)TBSビジョン、(株)日音、(株)緑山スタジオ・シティ、(株)アクセス、(株)TBS会館 TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC.、(株)TBS企画、赤坂熱供給(株)、(株)TBSプラザ、(株)東放制作、(株)TBSトライメディア、(株)赤坂ビデオセンター、(株)ドリマックス・テレビジョン、(株)赤坂グラフィックスアート、(株)TBSメディア総合研究所、(株)TBSサンワーク、(株)プロカム、(株)サウンズ・アート、(株)ティ・アール・シー、(株)エフ・アンド・エフ、(株)グランマルシェ、(株)テレコム・サウンズ、(株)横浜ベイスターズ、(株)ジャスク、(株)ビューキャスト、OXYBOT(株)、TCエンタテインメント(株)前年に設立したTCエンタテインメント(株)は、重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めている。</p>
(2) 非連結子会社	<p>主要な非連結子会社名称 (株)テレバック なお、非連結子会社20社は、総資産、売上高、中間純損益、利益剰余金(持分に見合う額)等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>主要な非連結子会社名称 (株)テレバック なお、非連結子会社23社は、総資産、売上高、中間純損益、利益剰余金(持分に見合う額)等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>主要な非連結子会社名 (株)テレバック なお、非連結子会社21社は、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金(持分に見合う額)等のいずれの観点から見てもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社</p>	<p>持分法適用の関連会社 4 会社社名 (株)東通、(株)ティ・エル・シー、(株)ビーエス・アイ、(株)トマデジ</p>	<p>持分法適用の関連会社 4 会社社名 (株)東通、(株)ティ・エル・シー、(株)ビーエス・アイ、(株)トマデジ</p>	<p>持分法適用の関連会社 4 会社社名 (株)東通、(株)ティ・エル・シー、(株)ビーエス・アイ、(株)トマデジ</p>
(2) 持分法非適用会社	<p>上記1.(2)の非連結子会社20社及び(株)シー・ティ・ビー・エス等関連会社38社である。 なお、非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>上記1.(2)の非連結子会社23社及び(株)シー・ティ・ビー・エス等関連会社40社である。 なお、非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>上記1.(2)の非連結子会社21社及び(株)シー・ティ・ビー・エス等関連会社38社である。 なお、非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社のうち、TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC. 及び榊横浜ベイスターズの中間決算日は平成18年6月30日である。 中間連結財務諸表作成にあたっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用している。 ただし、同中間決算日から中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうち、TOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC. 及び榊横浜ベイスターズの中間決算日は平成19年6月30日である。 中間連結財務諸表作成にあたっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用している。 ただし、同中間決算日から中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうちTOKYO BROADCASTING SYSTEM INTERNATIONAL, INC.、榊横浜ベイスターズの決算日は平成18年12月31日である。連結財務諸表作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用している。 ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 ② デリバティブ ③ たな卸資産 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用している。</p> <p>時価法</p> <p>個別法に基づく原価法によっている。</p> <p>定率法（ただし建物については主として定額法）を採用している。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 7～50年 機械装置及び運搬具 5～6年</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>建物 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 主として旧定額法 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 主として定額法 建物以外 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 主として旧定率法 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 主として定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 7～50年 機械装置及び運搬具 5～6年</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>定率法（ただし建物については主として定額法）を採用している。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 7～50年 機械装置及び運搬具 5～6年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
② 無形固定資産	定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。	<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が70百万円、営業利益が80百万円、経常利益が80百万円、税金等調整前中間純利益が80百万円、中間純利益が47百万円それぞれ減少している。</p> <p>なおセグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>当該変更に伴い、売上総利益が147百万円、営業利益が204百万円、経常利益が204百万円、税金等調整前中間純利益が204百万円、中間純利益が121百万円それぞれ減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	同 左
(3) 重要な繰延資産の処理方法 ① 社債発行費	支出時に全額費用として処理している。	—————	支出時に全額費用として処理している。
(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 ② 役員賞与引当金	<p>売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>役員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上している。</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p>役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
③ 退職給付引当金	<p>(会計方針の変更)</p> <p>役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として処理していたが、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生した期間の費用として処理している。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益および中間純利益がそれぞれ148百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>当社及び連結子会社において従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理することとしている。</p>	<p>—————</p> <p>同 左</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として処理していたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生した期間の費用として処理している。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益および当期純利益がそれぞれ322百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>当社及び連結子会社において従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、それぞれ発生翌連結会計年度に費用処理することとしている。</p>
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。</p>
(6) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
(7) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。</p> <p>② ヘッジ手段 買掛金に対するデリバティブ取引(為替予約取引)。 支払利息に対するデリバティブ取引(金利スワップ取引)。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>② ヘッジ手段 買掛金に対するデリバティブ取引(為替予約取引)。 支払利息に対するデリバティブ取引(金利スワップ取引)。 投資有価証券に対するデリバティブ取引(株式オプション取引)。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>② ヘッジ手段 同 左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないものおよびキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>④ ヘッジ方針 為替変動リスク ヘッジ対象を限定、実需の範囲内で行う。 金利変動リスク 発行する社債および借入金の利息削減のため、固定金利と変動金利を交換。</p> <p>⑤ ヘッジの有効性の評価方法 キャッシュ・フローの変動を分析。6ヶ月毎に測定し、単月・累計で記録している。但し特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。</p> <p>⑥ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの ヘッジ取引の契約は資金担当部署にて行われるが、その種類および取引限度額は取締役会において事前に決定されており、取引結果は随時常勤取締役会に報告されている。</p>	<p>③ ヘッジ対象 同 左</p> <p>④ ヘッジ方針 為替変動リスク 同 左 金利変動リスク 同 左 株価変動リスク 売却予定のある投資有価証券に限定、時価が下落するリスクを回避する為、デリバティブ取引を行う。</p> <p>⑤ ヘッジの有効性の評価方法 キャッシュ・フロー及び時価の変動を分析。6ヶ月毎に測定し、単月・累計で記録している。但し特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。</p> <p>⑥ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 同 左</p>	<p>③ ヘッジ対象 同 左</p> <p>④ ヘッジ方針 為替変動リスク 同 左 金利変動リスク 同 左 株価変動リスク 同 左</p> <p>⑤ ヘッジの有効性の評価方法 同 左</p> <p>⑥ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの 同 左</p>
(8) その他の中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項 ① 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。	同 左	同 左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する定期預金としている。	同 左	同 左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 従来の資本の部の合計に相当する金額は376,077百万円である。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 従来の資本の部の合計に相当する金額は382,185百万円である。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表) 当中間連結会計期間より、連結調整勘定及び営業権の相殺後の金額を「負ののれん」として表示している。なお前中間連結会計期間において営業権は、中間連結貸借対照表の無形固定資産「その他」に50百万円含まれている。</p> <p>(中間連結損益計算書) 当中間連結会計期間より、連結調整勘定償却額及び営業権償却額の相殺後の金額を「負ののれん償却額」として表示している。なお、前中間連結会計期間において営業権償却額は、売上原価の「減価償却費」に7百万円含まれている。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローに独立掲記していた「その他流動資産の減少額(△増加額)」は、連結キャッシュ・フロー計算書に与える影響が減少したため、当中間連結会計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他営業活動によるキャッシュ・フロー」に含めて表示している。なお、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他営業活動によるキャッシュ・フロー」に含めて表示している「その他流動資産の減少額(△増加額)」は、298百万円である。 当中間連結会計期間より、営業活動によるキャッシュ・フローの連結調整勘定償却額及び営業権償却額の相殺後の金額を「負ののれん償却額」として表示している。なお、前中間連結会計期間において営業権償却額は、「減価償却費」に7百万円含まれている。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「売掛債権売却損」(前中間連結会計期間51百万円、前連結会計年度125百万円)については、営業外費用総額の100分の10超となったため、当中間連結会計期間より区分掲記している。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当中間連結会計期間より、売掛債権の一部について債権流動化を行っており、当中間連結会計期間末の「受取手形及び売掛金」は26,353百万円減少している。	—————	当連結会計年度より、売掛債権の一部について債権流動化を行っており、当連結会計年度末の「受取手形及び売掛金」は23,999百万円減少している。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																						
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は117,245百万円である。</p> <p>2. 偶発債務</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 保証債務</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員の住宅ローン</td> <td>7,072</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td>1,432</td> </tr> <tr> <td>(株)ケーブルテレビジョン東京の銀行借入金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td>1,249</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td>1,088</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,844</td> </tr> </table>	(1) 保証債務	百万円	従業員の住宅ローン	7,072	(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,432	(株)ケーブルテレビジョン東京の銀行借入金	1	(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,249	(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	1,088	計	10,844	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は125,587百万円である。</p> <p>2. 偶発債務</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 保証債務</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員の住宅ローン</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td>1,126</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td>1,072</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td>934</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,934</td> </tr> </table>	(1) 保証債務	百万円	従業員の住宅ローン	6,800	(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,126	(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,072	(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	934	計	9,934	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は120,976百万円である。</p> <p>2. 偶発債務</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 保証債務</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員の住宅ローン</td> <td>6,955</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td>1,279</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td>1,011</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,407</td> </tr> </table>	(1) 保証債務	百万円	従業員の住宅ローン	6,955	(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,279	(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,160	(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	1,011	計	10,407
(1) 保証債務	百万円																																							
従業員の住宅ローン	7,072																																							
(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,432																																							
(株)ケーブルテレビジョン東京の銀行借入金	1																																							
(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,249																																							
(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	1,088																																							
計	10,844																																							
(1) 保証債務	百万円																																							
従業員の住宅ローン	6,800																																							
(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,126																																							
(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,072																																							
(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	934																																							
計	9,934																																							
(1) 保証債務	百万円																																							
従業員の住宅ローン	6,955																																							
(株)放送衛星システムの銀行借入金	1,279																																							
(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	1,160																																							
(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	1,011																																							
計	10,407																																							
<p>※3. 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>379</td> </tr> </table> <p>上記物件について、一年内返済予定長期借入金72百万円、長期借入金3百万円の担保に供している。</p>		百万円	機械装置及び運搬具	379	<p>※3. 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>1,058</td> </tr> </table> <p>投資先であるイー・モバイル(株)の銀行借入のため、同社株式1,058百万円を担保として提供している。</p>		百万円	投資有価証券	1,058	<p>※3. 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>350</td> </tr> </table> <p>上記物件について、一年内返済予定長期借入金40百万円の担保に供している。</p> <p>同 左</p>		百万円	機械装置及び運搬具	350																										
	百万円																																							
機械装置及び運搬具	379																																							
	百万円																																							
投資有価証券	1,058																																							
	百万円																																							
機械装置及び運搬具	350																																							
<p>4. 当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は170,000百万円であるが、当中間連結会計期間末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。</p>	<p>4. 当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は110,000百万円であるが、当中間連結会計期間末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。</p>	<p>4. 当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は110,000百万円であるが、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。</p>																																						
<p>※5. 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>201百万円</td> </tr> </table>	受取手形	201百万円	<p>※5. 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>240百万円</td> </tr> </table>	受取手形	240百万円	<p>※5. 当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれている。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>176百万円</td> </tr> </table>	受取手形	176百万円																																
受取手形	201百万円																																							
受取手形	240百万円																																							
受取手形	176百万円																																							

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 販売費及び一般管理費の主な内容 百万円	※1. 販売費及び一般管理費の主な内容 百万円	※1. 販売費及び一般管理費の主な内容 百万円
人件費 5,805	人件費 5,954	人件費 11,533
代理店手数料 19,881	代理店手数料 20,232	代理店手数料 40,398
広告宣伝費 879	広告宣伝費 1,299	広告宣伝費 1,800
業務委託費 1,795	業務委託費 1,711	業務委託費 3,798
退職給付費用 323	退職給付費用 203	退職給付費用 631
減価償却費 854	減価償却費 760	減価償却費 1,608
役員賞与引当金繰入額 148	役員賞与引当金繰入額 156	役員賞与引当金繰入額 322
※2. 固定資産除却損の内訳 百万円	※2. 固定資産除却損の内訳 百万円	※2. 固定資産除却損の内訳 百万円
建物 13	建物 74	建物 463
計 13	計 74	構築物 8
		工具器具備品 0
		計 472

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	190,138,968	36,000	—	190,174,968
合計	190,138,968	36,000	—	190,174,968
自己株式				
普通株式(注)2	398,968	2,443	—	401,411
合計	398,968	2,443	—	401,411

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加36,000株は、新株予約権の権利行使による増加である。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,443株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	平成17年新株予約権	普通株式	20,000,000	—	—	20,000,000	600
	ストック・オプションとしての平成12年新株予約権	普通株式	225,000	—	225,000	—	—
	ストック・オプションとしての平成13年新株予約権	普通株式	315,000	—	4,000	311,000	—
	ストック・オプションとしての平成14年新株予約権	普通株式	339,000	—	339,000	—	—
	ストック・オプションとしての平成15年新株予約権	普通株式	88,000	—	17,000	71,000	—
	ストック・オプションとしての平成16年新株予約権	普通株式	292,000	—	12,000	280,000	—
	ストック・オプションとしての平成17年新株予約権	普通株式	296,000	—	—	296,000	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	600

- (注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。
2. 提出会社の減少の内訳は次のとおりである。
平成12年新株予約権の減少は権利の失効によるものである。
平成13年、平成15年、平成16年新株予約権の減少は権利行使によるものである。
平成14年新株予約権の減少は権利行使によるものが3,000株、権利の失効によるものが336,000株である。
3. 平成17年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,091	11	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	1,140	利益剰余金	6	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	190,307,968	71,000	—	190,378,968
合計	190,307,968	71,000	—	190,378,968
自己株式				
普通株式（注）2	405,817	2,798	—	408,615
合計	405,817	2,798	—	408,615

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加71,000株は、新株予約権の権利行使による増加である。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,798株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高（百万円）
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての平成16年新株予約権	—
	ストック・オプションとしての平成17年新株予約権	—
合計		—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,141	6	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	2,284	利益剰余金	12	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	190,138,968	169,000	—	190,307,968
合計	190,138,968	169,000	—	190,307,968
自己株式				
普通株式（注）2	398,968	6,849	—	405,817
合計	398,968	6,849	—	405,817

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加169,000株は、新株予約権の権利行使による増加である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加6,849株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	平成17年新株予約権（注）	普通株式	20,000	—	20,000	—	—
	合計	—	20,000	—	20,000	—	—

（注）平成17年新株予約権の減少は、平成19年3月15日に有償で取得し、消却したことによるものである。
上記以外にストック・オプションとしての新株予約権があり、56ページの（ストック・オプション等関係）に記載している。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,091	11	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	1,140	6	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,141	利益剰余金	6	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">55,007百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超 える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△92百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td style="text-align: right;"><u>54,915百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	55,007百万円	預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△92百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>54,915百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">58,820百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超 える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△161百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td style="text-align: right;"><u>58,658百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	58,820百万円	預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△161百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>58,658百万円</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">48,946百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超 える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△80百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td style="text-align: right;"><u>48,866百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	48,946百万円	預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△80百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>48,866百万円</u>
現金及び預金勘定	55,007百万円																			
預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△92百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>54,915百万円</u>																			
現金及び預金勘定	58,820百万円																			
預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△161百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>58,658百万円</u>																			
現金及び預金勘定	48,946百万円																			
預入期間が3ヶ月を超 える定期預金	△80百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>48,866百万円</u>																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>130</td> <td>101</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>8,747</td> <td>7,518</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品その他</td> <td>1,480</td> <td>644</td> <td>836</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,359</td> <td>8,263</td> <td>2,095</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	130	101	29	機械装置及び運搬具	8,747	7,518	1,228	工具器具備品その他	1,480	644	836	合計	10,359	8,263	2,095	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>2,626</td> <td>1,982</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品その他</td> <td>1,365</td> <td>691</td> <td>673</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,049</td> <td>2,731</td> <td>1,317</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	57	57	—	機械装置及び運搬具	2,626	1,982	643	工具器具備品その他	1,365	691	673	合計	4,049	2,731	1,317	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>57</td> <td>50</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,241</td> <td>2,358</td> <td>882</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品その他</td> <td>1,182</td> <td>534</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,481</td> <td>2,943</td> <td>1,538</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	57	50	7	機械装置及び運搬具	3,241	2,358	882	工具器具備品その他	1,182	534	648	合計	4,481	2,943	1,538
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物及び構築物	130	101	29																																																											
機械装置及び運搬具	8,747	7,518	1,228																																																											
工具器具備品その他	1,480	644	836																																																											
合計	10,359	8,263	2,095																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物及び構築物	57	57	—																																																											
機械装置及び運搬具	2,626	1,982	643																																																											
工具器具備品その他	1,365	691	673																																																											
合計	4,049	2,731	1,317																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物及び構築物	57	50	7																																																											
機械装置及び運搬具	3,241	2,358	882																																																											
工具器具備品その他	1,182	534	648																																																											
合計	4,481	2,943	1,538																																																											
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>988</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,107</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,095</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p>		(百万円)	1年内	988	1年超	1,107	合計	2,095	<p style="text-align: center;">同 左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>684</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,317</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同 左</p>		(百万円)	1年内	633	1年超	684	合計	1,317	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>777</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,538</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p>		(百万円)	1年内	760	1年超	777	合計	1,538																																				
	(百万円)																																																													
1年内	988																																																													
1年超	1,107																																																													
合計	2,095																																																													
	(百万円)																																																													
1年内	633																																																													
1年超	684																																																													
合計	1,317																																																													
	(百万円)																																																													
1年内	760																																																													
1年超	777																																																													
合計	1,538																																																													
<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>983</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>983</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p>		(百万円)	支払リース料	983	減価償却費相当額	983	<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>431</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		(百万円)	支払リース料	431	減価償却費相当額	431	<p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td></td> <td>(百万円)</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,388</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,388</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		(百万円)	支払リース料	1,388	減価償却費相当額	1,388																																										
	(百万円)																																																													
支払リース料	983																																																													
減価償却費相当額	983																																																													
	(百万円)																																																													
支払リース料	431																																																													
減価償却費相当額	431																																																													
	(百万円)																																																													
支払リース料	1,388																																																													
減価償却費相当額	1,388																																																													

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間末) (平成18年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの			
	取得原価	中間連結貸借対照表 計上額	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 株式	84,861	195,230	110,368
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	449	461	12
合計	85,311	195,691	110,380

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容	
	中間連結貸借対照表 計上額
	(百万円)
(1) 非連結子会社株式及び関連会社株式	6,445
(2) その他有価証券	
① 非上場株式	17,336
② コマーシャル・ペーパー	22,491
合計	46,273

(当中間連結会計期間末) (平成19年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの			
	取得原価	中間連結貸借対照表 計上額	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 株式	86,529	177,024	90,495
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	430	508	78
合計	86,959	177,533	90,574

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容	
	中間連結貸借対照表 計上額
	(百万円)
(1) 非連結子会社株式及び関連会社株式	6,797
(2) その他有価証券	
① 非上場株式	27,700
合計	34,497

(前連結会計年度末) (平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 株式	89,606	200,265	110,659
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	420	521	100
合計	90,027	200,786	110,759
2. 時価評価されていない主な有価証券の内容			
		連結貸借対照表計上額	
		(百万円)	
(1) 非連結子会社株式及び関連会社株式		6,138	
(2) その他有価証券			
① 非上場株式		26,876	
合計		33,014	

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引のみであるため記載を省略している。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はない。

当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項はない。

前連結連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

前連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	常勤取締役 18名 従業員でライン局長及びこれに相当する者 25名	常勤取締役 9名 幹部従業員 65名	常勤取締役 11名 執行役員 16名 幹部従業員 44名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 225,000株	普通株式 330,000株	普通株式 342,000株
付与日	平成12年8月21日	平成13年8月21日	平成14年8月27日
権利確定条件	付されていない	同左	同左
対象勤務期間	定められていない	同左	同左
権利行使期間	平成14年7月1日 ～平成18年6月30日	平成15年7月1日 ～平成19年6月30日	平成16年7月1日 ～平成18年6月30日
権利行使価格 (円)	4,870	2,452	2,682
付与日における公正な評価 単価 (円)	—	—	—

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	常勤取締役 10名 執行役員 9名 幹部従業員 46名 子会社常勤取締役 38名	常勤取締役 10名 執行役員 8名 幹部従業員 45名 子会社常勤取締役 39名	常勤取締役 10名 執行役員 11名 幹部従業員 37名 子会社常勤取締役 35名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 292,000株	普通株式 292,000株	普通株式 296,000株
付与日	平成15年8月27日	平成16年8月30日	平成17年8月30日
権利確定条件	付されていない	同左	同左
対象勤務期間	定められていない	同左	同左
権利行使期間	平成17年7月1日 ～平成19年6月30日	平成18年7月1日 ～平成20年6月30日	平成19年7月1日 ～平成21年6月30日
権利行使価格 (円)	1,696	1,962	2,145
付与日における公正な評価 単価 (円)	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載している。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

科目	放送事業 (百万円)	映像・文化 事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	129,466	24,273	1,222	142	155,105	—	155,105
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	1,033	3,383	2,458	756	7,632	△7,632	—
計	130,500	27,657	3,680	899	162,738	△7,632	155,105
営業費用	123,053	24,351	3,306	858	151,569	△7,640	143,929
営業利益	7,447	3,305	374	41	11,168	8	11,176

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっている。

2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	事業内容
放送事業	テレビ・ラジオの放送事業及び関連事業
映像・文化事業	各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、野球興行等
不動産事業	土地及び建物の賃貸等
その他事業	車両運行、喫茶・飲食業等

3. 事業区分の変更

従来、「その他事業」に区分していた各種催物・ビデオソフト等の企画・制作等に係る事業の重要性が増したため「映像・文化事業」として、独立したセグメントに区分することとした。また、従来「放送事業」に区分されていた連結子会社(株)TBSサービス、(株)TBSトライメディアの2社は、売上高、営業利益に占める「映像・文化事業」の割合が大きくなったため、「映像・文化事業」にセグメントを移行した。

4. 会計方針の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)②に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「放送事業」の営業費用が88百万円、「映像・文化事業」の営業費用が52百万円、「不動産事業」の営業費用が4百万円、「その他事業」の営業費用が3百万円増加し、各事業区分の営業利益が同額減少している。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

科目	放送事業 (百万円)	映像・文化 事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	130,028	27,409	1,279	144	158,861	—	158,861
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	1,042	2,400	1,937	769	6,149	△6,149	—
計	131,070	29,809	3,216	913	165,010	△6,149	158,861
営業費用	124,262	26,160	2,839	886	154,148	△6,154	147,993
営業利益	6,808	3,649	376	27	10,862	5	10,867

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっている。

2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	事業内容
放送事業	テレビ・ラジオの放送事業及び関連事業
映像・文化事業	各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、野球興行等
不動産事業	土地及び建物の賃貸等
その他事業	車両運行、喫茶・飲食業等

3. 会計方針の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)①に記載のとおり、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法を、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて「放送事業」の営業費用が64百万円、「映像・文化事業」の営業費用が12百万円、「不動産事業」の営業費用が2百万円増加し、各事業区分の営業利益が同額減少している。

また、「追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、従来の方法によった場合に比べて、「放送事業」の営業費用が148百万円、「不動産事業」の営業費用が55百万円増加し、各事業区分の営業利益が同額減少している。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

科目	放送事業 (百万円)	映像・文化 事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	262,762	53,181	2,475	281	318,700	—	318,700
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,935	7,119	4,918	1,512	15,486	△15,486	—
計	264,698	60,301	7,394	1,793	334,187	△15,486	318,700
営業費用	248,792	51,664	6,698	1,709	308,864	△15,492	293,372
営業利益	15,905	8,637	695	84	25,322	5	25,327

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっている。

2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	事業内容
放送事業	テレビ・ラジオの放送事業及び関連事業
映像・文化事業	各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、野球興行等
不動産事業	土地及び建物の賃貸等
その他事業	車両運行、喫茶・飲食業等

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は206,340百万円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金預金）、長期投資資金（投資有価証券）等である。

4. 事業区分の変更

従来、「その他事業」に区分していた各種催物・ビデオソフト等の企画・制作等に係る事業の重要性が増したため「映像・文化事業」として、独立したセグメントに区分することとした。また、従来「放送事業」に区分されていた連結子会社(株)TBSサービス、(株)TBSトライメディアの2社は、売上高、営業利益に占める「映像・文化事業」の割合が大きくなったため、「映像・文化事業」にセグメントを移行した。

5. 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)②に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「放送事業」の営業費用が186百万円、「映像・文化事業」の営業費用が119百万円、「不動産事業」の営業費用が10百万円、「その他事業」の営業費用が6百万円増加し、各事業区分の営業利益が同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）、及び前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）、及び前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略した。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,984.49円	1株当たり純資産額 1,986.82円	1株当たり純資産額 2,016.23円
1株当たり中間純利益 34.38円	1株当たり中間純利益 36.36円	1株当たり当期純利益 70.07円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 34.33円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 36.30円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 69.96円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	6,523	6,906	13,299
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	6,523	6,906	13,299
期中平均株式数(千株)	189,757	189,947	189,787
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	243	278	314
(うち新株予約権)	(205)	(226)	(244)
(うち新株引受権)	(38)	(51)	(70)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(旧商法に基づく新株引受権225千株および新株予約権の数2,000個(20,000千株))。	—	新株予約権2種類(旧商法に基づく新株引受権225千株および新株予約権の数2,000個(20,000千株))。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	当社は、平成19年11月20日に、保有する投資有価証券の一部を売却した。 (1) 銘柄 東京エレクトロン株式会社 普通株式 (2) 売却株式数 1,500,000株 (3) 売却額 12,144百万円 (4) 売却益 12,133百万円	—————

(2) 【その他】

該当事項はない。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		51,577		55,030		44,421	
2. 受取手形	※6	711		696		706	
3. 売掛金		34,097		33,968		38,982	
4. 有価証券		22,491		—		—	
5. たな卸資産		7,332		5,676		6,388	
6. その他		10,270		9,962		9,577	
貸倒引当金		△11		△3		△8	
流動資産合計		126,469	23.6	105,330	20.4	100,068	18.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		107,907		107,380		107,112	
(2) 機械及び装置		67,281		69,011		68,482	
(3) 土地		75,376		75,377		75,376	
(4) 建設仮勘定		24,239		36,708		36,093	
(5) その他		18,416		19,824		19,234	
減価償却累計額		△110,484	182,737	△118,269	190,031	△114,033	192,265
2. 無形固定資産		5,498		5,428		5,618	
3. 投資その他の資産	※3						
(1) 投資有価証券		204,189		197,773		219,268	
(2) 関係会社株式		20,603		21,349		20,676	
(3) 長期貸付金		128		680		709	
(4) その他		6,678		6,056		6,729	
貸倒引当金		△262		△274		△274	
投資評価引当金		△10,624	220,711	△10,739	214,847	△10,739	236,370
固定資産合計		408,947	76.4	410,307	79.6	434,253	81.3
資産合計		535,417	100.0	515,638	100.0	534,322	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		31,208		31,510		32,432	
2. 一年内返済予定 長期借入金		—		10,000		10,000	
3. 一年内償還予定社債		10,000		—		—	
4. 短期借入金		22,256		23,090		21,933	
5. 未払金		12,001		12,890		16,411	
6. 未払法人税等		1,768		2,985		1,453	
7. 未払消費税等	※4	325		299		528	
8. 役員賞与引当金		50		50		100	
9. その他		2,500		1,877		2,071	
流動負債合計		80,111	15.0	82,703	16.0	84,930	15.9
II 固定負債							
1. 社債		30,000		30,000		30,000	
2. 長期借入金		30,000		20,000		20,000	
3. 退職給付引当金		7,975		8,121		8,022	
4. 繰延税金負債		31,558		24,700		31,907	
5. その他		6,073		2,057		6,035	
固定負債合計		105,608	19.7	84,879	16.5	95,965	18.0
負債合計		185,719	34.7	167,582	32.5	180,896	33.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		54,720	10.2	54,930	10.6	54,857	10.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		54,759		54,970		54,897	
(2) その他資本剰余金		1,667		1,667		1,667	
資本剰余金合計		56,427	10.5	56,637	11.0	56,564	10.6
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		4,217		4,217		4,217	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		164,312		172,312		164,312	
繰越利益剰余金		8,439		9,064		11,894	
利益剰余金合計		176,969	33.1	185,594	36.0	180,424	33.8
4. 自己株式		△29	△0.0	△56	△0.0	△45	△0.0
株主資本合計		288,088	53.8	297,106	57.6	291,800	54.6
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		60,886	11.4	49,910	9.7	61,365	11.5
2. 繰延ヘッジ損益		122	0.0	1,038	0.2	260	0.0
評価・換算差額等合計		61,009	11.4	50,948	9.9	61,625	11.5
III 新株予約権		600	0.1	—	—	—	—
純資産合計		349,697	65.3	348,055	67.5	353,425	66.1
負債純資産合計		535,417	100.0	515,638	100.0	534,322	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 事業収入			135,864	100.0		137,132	100.0	277,400	100.0	
II 事業費			96,429	71.0		96,705	70.5	194,770	70.2	
売上総利益			39,435	29.0		40,427	29.5	82,630	29.8	
III 販売費及び一般管理費			31,083	22.9		31,796	23.2	64,400	23.2	
営業利益			8,352	6.1		8,630	6.3	18,229	6.6	
IV 営業外収益										
1. 受取利息		30			104		118			
2. 有価証券利息		17			4		43			
3. その他	※1	1,743	1,790	1.3	2,391	2,500	1.8	2,789	2,951	1.1
V 営業外費用										
1. 支払手数料		28			20		149			
2. 支払利息		35			132		119			
3. 社債利息		199			286		514			
4. 社債発行費		165			—		165			
5. 固定資産除却損		138			91		341			
6. その他		56	623	0.4	99	629	0.5	157	1,448	0.6
経常利益			9,519	7.0		10,501	7.7		19,732	7.1
VI 特別利益										
投資有価証券売却益		23	23	0.0	2,060	2,060	1.5	165	165	0.1
VII 特別損失										
1. 年金訴訟和解金		—			—		990			
2. 年金制度移行解決金		—			70		860			
3. 固定資産除却損	※3	13			74		472			
4. 投資評価引当金繰入		320			—		435			
5. 投資有価証券評価損		6			2,383		140			
6. 関係会社清算損		—	340	0.2	—	2,528	1.8	16	2,915	1.1
税引前中間(当期) 純利益			9,203	6.8		10,033	7.3		16,982	6.1
法人税、住民税及び 事業税		1,540			3,000		5,346			
法人税等調整額		1,892	3,432	2.6	722	3,722	2.7	1,269	6,615	2.4
中間(当期)純利益			5,771	4.2		6,311	4.6		10,367	3.7

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	54,685	54,724	1,667	56,392	4,217	157,312	11,839	173,368	△22	284,424
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	35	35		35						70
別途積立金の積立て(注)						7,000	△7,000	—		—
剰余金の配当(注)							△2,091	△2,091		△2,091
役員賞与(注)							△80	△80		△80
中間純利益							5,771	5,771		5,771
自己株式の取得									△6	△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	35	35	—	35	—	7,000	△3,399	3,600	△6	3,663
平成18年9月30日 残高 (百万円)	54,720	54,759	1,667	56,427	4,217	164,312	8,439	176,969	△29	288,088

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	67,315	—	67,315	600	352,339
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					70
別途積立金の積立て(注)					—
剰余金の配当(注)					△2,091
役員賞与(注)					△80
中間純利益					5,771
自己株式の取得					△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△6,429	122	△6,306	—	△6,306
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△6,429	122	△6,306	—	△2,642
平成18年9月30日 残高 (百万円)	60,886	122	61,009	600	349,697

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54,857	54,897	1,667	56,564	4,217	164,312	11,894	180,424	△45	291,800
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	73	73		73						146
別途積立金の積立て						8,000	△8,000	—		—
剰余金の配当							△1,141	△1,141		△1,141
中間純利益							6,311	6,311		6,311
自己株式の取得									△10	△10
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	73	73	—	73	—	8,000	△2,829	5,170	△10	5,306
平成19年9月30日 残高 (百万円)	54,930	54,970	1,667	56,637	4,217	172,312	9,064	185,594	△56	297,106

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	61,365	260	61,625	353,425
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				146
別途積立金の積立て				—
剰余金の配当				△1,141
中間純利益				6,311
自己株式の取得				△10
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	△11,454	777	△10,676	△10,676
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△11,454	777	△10,676	△5,370
平成19年9月30日 残高 (百万円)	49,910	1,038	50,948	348,055

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	54,685	54,724	1,667	56,392	4,217	157,312	11,839	173,368	△22	284,424
事業年度中の変動額										
新株の発行	172	172		172						344
別途積立金の積立て(注)						7,000	△7,000	—		—
剰余金の配当(注)							△3,232	△3,232		△3,232
役員賞与(注)							△80	△80		△80
当期純利益							10,367	10,367		10,367
自己株式の取得									△23	△23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)	172	172	—	172	—	7,000	55	7,055	△23	7,376
平成19年3月31日 残高 (百万円)	54,857	54,897	1,667	56,564	4,217	164,312	11,894	180,424	△45	291,800

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	67,315	—	67,315	600	352,339
事業年度中の変動額					
新株の発行					344
別途積立金の積立て(注)					—
剰余金の配当(注)					△3,232
役員賞与(注)					△80
当期純利益					10,367
自己株式の取得					△23
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	△5,950	260	△5,690	△600	△6,290
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△5,950	260	△5,690	△600	1,086
平成19年3月31日 残高 (百万円)	61,365	260	61,625	—	353,425

(注) 剰余金の配当のうち2,091百万円、別途積立金の積立て及び役員賞与については、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法（評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(ロ) デリバティブ 時価法</p> <p>(ハ) たな卸資産 番組及び仕掛品 個別法による原価法 貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 定率法を採用している。（た だし建物については定額法） なお、主な耐用年数は以下の とおりである。</p> <p>建物 7～50年 機械及び装置 6年</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同 左 其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左</p> <p>(ロ) デリバティブ 同 左</p> <p>(ハ) たな卸資産 番組及び仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 建物 ①平成19年3月31日以前に取得し たもの 旧定額法 ②平成19年4月1日以降に取得し たもの 定額法</p> <p>建物以外 ①平成19年3月31日以前に取得し たもの 旧定率法 ②平成19年4月1日以降に取得し たもの 定率法 なお、主な耐用年数は以下のと おりである。</p> <p>建物 7～50年 機械及び装置 6年</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同 左 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基 づく時価法（評価差額は 全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動 平均法により算定） 時価のないもの 同 左</p> <p>(ロ) デリバティブ 同 左</p> <p>(ハ) たな卸資産 番組及び仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(イ) 有形固定資産 定率法を採用している。（た だし建物については定額法） なお、主な耐用年数は以下の とおりである。</p> <p>建物 7～50年 機械及び装置 6年</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(ロ) 無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。</p> <p>3. 繰延資産の処理方法 (イ) 社債発行費 支出時に全額費用として処理している。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものは、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が43百万円、営業利益が49百万円、経常利益が49百万円、税引前中間純利益が49百万円、中間純利益が29百万円それぞれ減少している。</p> <p>(追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものは、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっている。 当該変更に伴い、売上総利益が182百万円、営業利益が195百万円、経常利益が195百万円、税引前中間純利益が195百万円、中間純利益が116百万円それぞれ減少している。</p> <p>(ロ) 無形固定資産 同 左</p> <p>3. 繰延資産の処理方法 —————</p>	<p>(ロ) 無形固定資産 同 左</p> <p>3. 繰延資産の処理方法 (イ) 社債発行費 支出時に全額費用として処理している。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(ロ) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上している。</p> <p>(会計方針の変更) 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として処理していたが、当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生した期間の費用として処理している。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益、税引前中間純利益および中間純利益がそれぞれ50百万円減少している。</p> <p>(ハ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、翌事業年度に費用処理することとしている。</p> <p>(ニ) 投資評価引当金 関係会社等への投資により発生する損失に備えるため、当該会社の実質価値の低下の程度並びに将来の回復見込み等を検討してその所要額を計上している。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(ロ) 役員賞与引当金 同 左</p> <hr/> <p>(ハ) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(ニ) 投資評価引当金 同 左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(ロ) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上している。</p> <p>(会計方針の変更) 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として処理していたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生した期間の費用として処理している。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益、税引前当期純利益および当期純利益がそれぞれ100百万円減少している。</p> <p>(ハ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、それぞれ発生翌事業年度に費用処理することとしている。</p> <p>(ニ) 投資評価引当金 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5. 外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。 特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段 買掛金に対するデリバティブ取引（為替予約取引）。 支払利息に対するデリバティブ取引（金利スワップ取引）。</p> <p>ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの、およびキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 為替変動リスク ヘッジ対象を限定、実需の範囲内で行う。 金利変動リスク 発行する社債及び借入金の利息削減の為、固定金利と変動金利を交換。</p>	<p>5. 外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>6. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段 買掛金に対するデリバティブ取引（為替予約取引）。 支払利息に対するデリバティブ取引（金利スワップ取引）。 投資有価証券に対するデリバティブ取引（株式オプション取引）。</p> <p>ヘッジ対象 同 左</p> <p>ヘッジ方針 為替変動リスク 同 左 金利変動リスク 同 左</p>	<p>5. 外貨建資産負債の本邦通貨への換算基準 外貨建債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。</p> <p>6. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段 同 左</p> <p>ヘッジ対象 同 左</p> <p>ヘッジ方針 為替変動リスク 同 左 金利変動リスク 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>ヘッジの有効性の評価方法 キャッシュ・フローの変動を 分析。6ヶ月毎に測定し、単 月・累計で記録している。た だし、特例処理によった金利 スワップについては有効性評 価を省略している。</p> <p>その他リスク管理方法のうちヘ ッジ会計に係るもの ヘッジ取引の契約は資金担当 部署にて行われるが、その種 類及び取引限度額は取締役会 において事前に決定されてお り、取引結果は随時常勤取締 役に報告されている。</p> <p>8. その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理について 消費税および地方消費税の会 計処理は税抜方式によってい る。</p>	<p>株価変動リスク 売却予定のある投資有価証券 に限定、時価が下落するリス クを回避する為、デリバティ ブ取引を行う。</p> <p>ヘッジの有効性の評価方法 キャッシュ・フロー及び時価 の変動を分析。6ヶ月毎に測定 し、単月・累計で記録してい る。ただし、特例処理によつ た金利スワップについては有 効性評価を省略している。</p> <p>その他リスク管理方法のうちヘ ッジ会計に係るもの 同 左</p> <p>8. その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理について 同 左</p>	<p>株価変動リスク 同 左</p> <p>ヘッジの有効性の評価方法 同 左</p> <p>その他リスク管理方法のうちヘ ッジ会計に係るもの 同 左</p> <p>8. その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理について 同 左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は348,974百万円である。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>従来資本の部の合計に相当する金額は353,165百万円である。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当中間会計期間より、売掛債権の一部について債権流動化を行っており、当中間会計期間末の「売掛金」は26,353百万円減少している。</p>	<p>—————</p>	<p>当事業年度より、売掛債権の一部について債権流動化を行っており、当事業年度末の「売掛金」は23,999百万円減少している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の国庫補助金の受入等による控除額	百万円 機械及び装置 78 その他の有形固定資産 164	百万円 機械及び装置 75 その他の有形固定資産 164	百万円 機械及び装置 75 その他の有形固定資産 164
2. 偶発債務	百万円	百万円	百万円
保証債務	従業員の住宅ローン 7,072 ㈱ケーブルテレビジョン東京の銀行借入額 1 ㈱放送衛星システムの銀行借入額 1,432 ㈱中国放送のリース契約に対する連帯保証 1,249 ㈱あいテレビのリース契約に対する連帯保証 1,088 計 10,844	従業員の住宅ローン 6,800 ㈱放送衛星システムの銀行借入額 1,126 ㈱中国放送のリース契約に対する連帯保証 1,072 ㈱あいテレビのリース契約に対する連帯保証 934 計 9,934	従業員の住宅ローン 6,955 ㈱放送衛星システムの銀行借入額 1,279 ㈱中国放送のリース契約に対する連帯保証 1,160 ㈱あいテレビのリース契約に対する連帯保証 1,011 計 10,407
※3. 担保に供している資産	投資先であるイー・モバイル㈱の銀行借入のため、同社株式2,116百万円を担保として提供している。	投資先であるイー・モバイル㈱の銀行借入のため、同社株式1,058百万円を担保として提供している。	同 左
※4. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示している。	同 左	—————
5. コミットメントライン	当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は170,000百万円であるが、当中間会計期間末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。	当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は110,000百万円であるが、当中間会計期間末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。	当社は、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は110,000百万円であるが、当事業年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。
※6. 期末日満期手形	中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれている。 受取手形 148百万円	中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれている。 受取手形 201百万円	当事業年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれている。 受取手形 136百万円

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益の「その他」	営業外収益の「その他」には受取配当金1,571百万円が含まれている。	営業外収益の「その他」には受取配当金2,231百万円が含まれている。	営業外収益の「その他」には受取配当金2,462百万円が含まれている。
2. 減価償却実施額			
有形固定資産	5,379百万円	5,146百万円	11,817百万円
無形固定資産	1,029百万円	1,024百万円	1,976百万円
※3. 固定資産除却損の内訳	百万円	百万円	百万円
建物	13	74	463
計	<u>13</u>	<u>74</u>	8
			構築物
			工具器具備品
			<u>0</u>
			計
			<u>472</u>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式(注)	8,296	2,443	—	10,739
合計	8,296	2,443	—	10,739

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,443株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式(注)	15,145	2,798	—	17,943
合計	15,145	2,798	—	17,943

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,798株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式(注)	8,296	6,849	—	15,145
合計	8,296	6,849	—	15,145

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,849株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 機械及び装置 百万円 その他 百万円 合計 百万円	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 機械及び装置 百万円 その他 百万円 合計 百万円	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 機械及び装置 百万円 その他 百万円 合計 百万円
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
	中間期末残高相当額	中間期末残高相当額	期末残高相当額
	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。	(注) 同 左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。
	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料中間期末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額
	1年内	1年内	1年内
	1年超	1年超	1年超
	合計	合計	合計
	(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。	(注) 同 左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。
	3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額
	支払リース料	支払リース料	支払リース料
	減価償却費相当額	減価償却費相当額	減価償却費相当額
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左	

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,835.77円	1株当たり純資産額 1,828.40円	1株当たり純資産額 1,857.27円
1株当たり中間純利益 30.35円	1株当たり中間純利益 33.16円	1株当たり当期純利益 54.52円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 30.31円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 33.11円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 54.43円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	5,771	6,311	10,367
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	5,771	6,311	10,367
期中平均株式数(千株)	190,147	190,338	190,178
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	243	278	314
(うち新株予約権)	(205)	(226)	(244)
(うち新株引受権)	(38)	(51)	(70)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(旧商法に基づく新株引受権225千株および新株予約権の数2,000個(20,000千株))。	—	新株予約権2種類(旧商法に基づく新株引受権225千株および新株予約権の数2,000個(20,000千株))。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	当社は、平成19年11月20日に、保有する投資有価証券の一部を売却した。 (1) 銘柄 東京エレクトロン株式会社 普通株式 (2) 売却株式数 1,500,000株 (3) 売却額 12,144百万円 (4) 売却益 12,133百万円	—————

(2) 【その他】

① 平成19年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

(イ) 中間配当による配当金の総額…………… 2,284 百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 12円 00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行う。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第80期）（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成19年12月3日関東財務局長に提出。

(3) 訂正発行登録書

訂正発行登録書（社債） 平成19年6月28日関東財務局長に提出

訂正発行登録書（新株予約権証券） 平成19年6月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社東京放送

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 亀岡 義一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯口 豊 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」の「(注)3. 事業区分の変更」に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間からセグメント情報の事業区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社東京放送

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山田 治彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯口 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社東京放送

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 亀岡 義一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯口 豊 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第80期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社東京放送

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山田 治彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯口 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。